

特別民間法人・特別法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

法人名	健康保険組合連合会	担当部局・担当課室	保険局保険課	
		評価実施時期	令和4年3月	
根拠法令等	健康保険法（大正11年法律第70号）第150条、第184条、第186条、第188条、附則第2条 健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第65から68条まで		法人類型	特別法人
法人概要	○法人の概要 健康保険組合を会員とする公法人として健康保険法に基づき昭和18年4月29日に設立。健康保険組合の代表として、健康保険組合の発展と持続可能な医療保険制度の実現を目指し様々な活動を行っている。			
法人の事務・事業の内容	○事務・事業の内容 ①調査研究事業 ・制度改革のための活動 ・医療費適正化等のための活動 ②研修事業 ・健保組合運営のサポート活動 ③健康保険組合事務費補助金交付事業 ④広報事業、機関誌・紙発行事業 ・広報事業 ⑤交付金交付事業 ・健保組合間の共同事業の推進 ⑥その他本会の目的を達するに必要とする事業 ・情報提供事業 詳細は別紙のとおり			
法人の事務・事業の目的	健康保険組合の健全な発展や持続性のある医療保険制度の確立を目指すために必要な事業を実施すること			
関連する政策目標等	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 9-1 データヘルスの推進による保険者機能の強化等により適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること			
法人の事務・事業の実績等	○実績（令和3年度） ①調査研究事業 4事業の策定・実施 ②研修事業 新任職員研修会 1回開催 新任常務理事研修会 1回開催 新任事務長研修会 1回開催 ③健康保険組合事務費補助金交付事業 交付額 2,660,228千円 ④広報事業、機関誌・紙発行事業 健康保険 4,700部 すこやか健保 33,000部			

	<p>健保ニュース 4,100 部</p> <p>⑤交付金交付事業 高額の医療交付金交付事業 1,375 組合 組合財政支援交付金交付事業 35 組合 (3 年度分 29 組合、2 年度追加分 6 組合)</p> <p>○事業収入 (令和 3 年度) ①研修事業 参加費収入 9,770 千円 ②広報事業、機関誌・紙発行事業 機関誌等収入 35,977 千円</p>
国からの補助金等	別紙のとおり
法人の事務・事業の見直し状況 (これまでの検証)	<p>各事務・事業の見直しについては、健康保険組合連合会に設置する各事業の委員会において、見直しを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策委員会 ・企画委員会 ・交付金交付事業委員会 等
法人の事務・事業の必要性等・有効性	<ul style="list-style-type: none"> ●事務・事業の必要性 当該事務・事業は持続性のある医療保険制度の確立を目指すための医療保険制度の改革や医療費適正化及び健康保険組合間の共同事業の推進などに必要な取組であり、健康保険組合の健全な発展等に寄与する必要がある。 ●事務・事業の妥当性 当該事務・事業は健康保険組合の健全な発展等に寄与するために健康保険組合の運営サポートを主体的に行っているものであり、妥当である。 ●事務・事業の有効性 当該事務・事業は健康保険法等に基づいた事業のほか、健康保険組合の現状を把握し、適切な対応を行うなど健康保険組合の健全な発達を期する等の目的を達成するために効果的である。
法人の事務・事業の執行体制の適格性	<ul style="list-style-type: none"> ●事務・事業の実施に関する監督体制の適格性 特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準 (平成 18 年 8 月 15 日閣議決定) に基づく事務監査の実施により、監督体制の適格性を確認している。 また、健康保険法第 188 条に基づく規約変更の認可や健康保険法施行令第 60 条に基づく予算・決算の提出により、業務の現状について確認することで、事業実施に関する適格性を確認している。 ●法人の事務・事業実施主体としての適格性 健康保険法第 184 条に基づき設立された健康保険組合連合会は健康保険法施行令第 65 条に基づく共同事業を行うこととされているなど、事務・事業実施主体として妥当である。
政策効果の把握の手法及びその結果	健康保険組合連合会で公表している業務及び財務等に関する資料等により把握している。

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	特になし
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	特になし
評価結果の総括（現状分析（事務・事業の評価）と今後の方向性）	<ul style="list-style-type: none"> ●当該事務・事業は、健康保険組合の発展や持続性のある医療保険制度の確立を目指すために必要な事業であり、効果的に運営する観点から、健康保険組合を代表する団体が必要である。そのため、全健康保険組合が加入する健康保険組合連合会において、引き続き当該事務・業務を実施することとする。
備考	

○事務・事業の構造等（令和3年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (令和3年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (令和3年度決算)		公益法人等への支出 (百万円) (令和3年度)		
			内訳（名称）	（額）	法人名	額	
			合計				
健康保険組合連 合会	①調査研究事業 ・制度改革のための活動 ・医療費適正化のための活動 <根拠法令等> 規約第4条第1項第1号、同第19条の2、 調査会規程 ②研修事業 ・健保組合運営のサポート活動 <根拠法令等> 規約第4条第1項第3号 ③健康保険組合事務費補助金交付事業 <根拠法令等> 健康保険法第151条、規約第4条第1項第4号 ④広報事業、機関誌・紙発行事業 ・広報事業 <根拠法令等> 規約第4条第1項第5号 ⑤交付金交付事業 ・健保組合間の共同事業の推進 <根拠法令等> 健康保険法附則第2条、 同施行令第65～68条 ⑥その他本会の目的を達するに必要とする 事業 ・情報提供事業	155,163	合計	154,331		151,114	
			健康保険組合事務 費補助金	2,660	健康保険組合	2,660	
			高齢者医療運営円 滑化等補助金	356			
			社会保障・税番号 制度システム整備 費補助金	896			
			国費				
			自己 収入	調整保険料(健康保 険法附則第2条)及 びその他収入	150,419	健康保険組合	148,454

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において様式1の合計と合致しないものがある。

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）

<令和3年度決算合計>

※なお、国からの財政支出のうち特別会計からの支出はなかった。（令和3年度決算合計）

特別会計	法人合計（百万円）	合計		
		〇〇特別会計	△△特別会計	☆☆特別会計
該当なし				